

# 産業建設常任委員会

日 時 令和3年9月14日（火）午前10時00分～  
場 所 全員協議会室

---

## 1 開議

## 2 事務局日程説明

## 3 所管分付託議案審査（説明～質疑）

### 【上下水道部】

(1) 第3号議案 令和3年度亀岡市水道事業会計補正予算（第1号）

### 【まちづくり推進部】

- (1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）所管分  
(2) 第10号議案 亀岡市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について  
(3) 第54号議案 市道路線の認定及び変更について

### 【産業観光部】

- (1) 第1号議案 令和3年度亀岡市一般会計補正予算（第4号）所管分  
(2) 第9号議案 川の駅・亀岡水辺公園条例の制定について  
(3) 第53号議案 土地改良事業（災害復旧事業）の施行について

## 4 討論～採決

## 5 その他

- (1) 議会だよりの掲載内容について

### 【昼休憩】

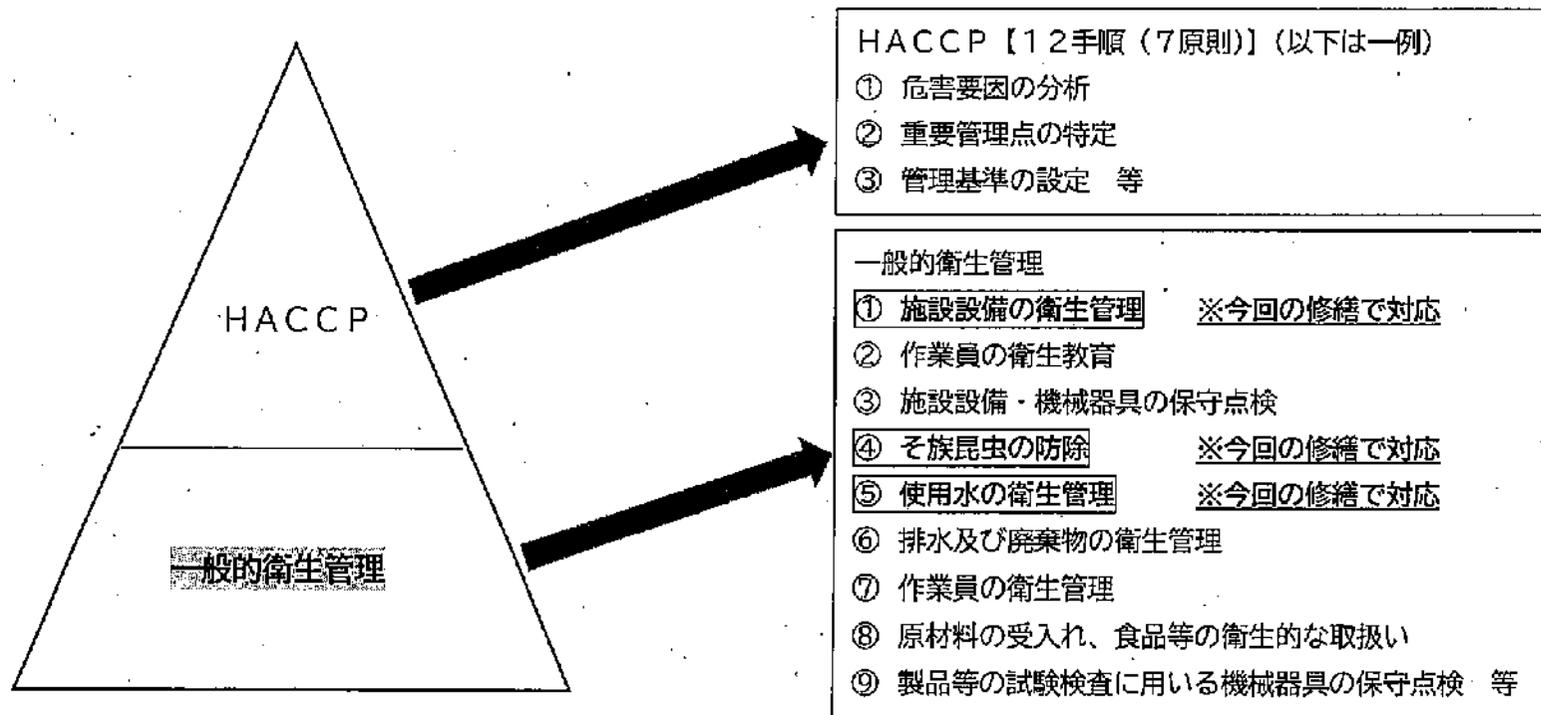
- (2) 行政報告「亀岡市事業者支援交付金事業について」（産業観光部）

### 亀岡市食肉センター修繕について

平成30年6月に食品衛生法が改正され、令和2年6月から食品を扱う全ての事業者にはHACCPが義務化されることになりました。令和2年の法律施行から1年間は猶予期間として設けられ、令和3年6月からはHACCPの導入・運用が完全義務化されました。

HACCP（ハサップ）とは、食品の安全性を確保するための衛生管理手法です。原材料の入荷から製造、製品の出荷までの一連の工程において、微生物による汚染、金属の混入などの危害要因を分析したうえで、危害の防止につながる特に重要な工程を継続的に監視・記録する「工程管理システム」です。

亀岡市食肉センターにおいても、指定管理者である亀岡市食肉センター管理組合により、HACCPに基づくマニュアルを作成し、令和3年4月から運用を開始しています。HACCPを運用するためには、その土台となる一般的衛生管理が必要不可欠であり、今回の修繕により、清潔で衛生的な食品の製造・加工環境確保のための施設・設備を整えることとします。



令和3年9月補正予算計上内訳

【食肉センター施設修繕】

No.	修繕項目	予算額	説明	根拠法令	備考
1	部分肉処理室の冷房設備の設置	5,367,120	部分肉加工場で枝肉のカット作業を行っているが、施設内には冷房設備が設置されておらず、枝肉を扱う適正温度(15度以下)で作業が行えるよう改善が必要である。	食品衛生法	衛生管理
2	①建物西側扉の修繕 ②ボイラー室への足場の設置、 外側階段の修繕	3,421,000	①扉のパッキンが外れており、扉が完全に閉まらない状況にある。害虫などが入り込む可能性もあり、衛生管理上、修繕が必要である。 ②2階の機械室に行くためには、建物西側扉から一旦外に出て、簡易な階段を下りて、外階段を使用している。安全確保のためにも足場と通路の確保が必要である。	と畜場法 と畜場法施行規則	安全性 施設設備
3	①係留所入口扉の修繕 ②内臓処理室前扉の修繕 ③枝肉搬出口天井の修繕	874,500	①鉄製扉をはめ込んでいる壁が腐食し、扉が外れた状態で使用している。作業員の安全確保のためにも修繕が必要である。 ②内臓処理室前のシャッターの鍵が壊れてかからない状態であるため、修繕が必要である。 ③枝肉の搬出口の天井が劣化し、天井裏の断熱材にカビが生え、部分的に剥がれ落ちている。食肉の搬出口になるので、衛生管理上好ましくないため、取り除く必要がある。	と畜場法 と畜場法施行規則	安全性 施設設備
4	ボイラー室の貯湯タンクの更新	2,585,000	ボイラーで沸かした湯をためるタンク。ここからと畜場内全体に湯が供給される。平成12年に設置後経年劣化により錆や内壁が剥離し、ポンプの詰まりの原因になっている。昨年度、ポンプの中に入り清掃し、応急処置として、排水口にザルを取り付けて使用している。	と畜場法 と畜場法施行規則	衛生管理 施設設備
合計		12,247,620			

## 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金(事業者支援分)の追加交付に係る事業について【商工観光課】

### <事業名>

- ・「亀岡市事業者支援交付金事業」

### <事業内容>

- ・時短要請、休業要請に従った事業者に対して、京都府から協力金が交付されているが、当該協力金の対象とならない事業者に対しては、国から「月次支援金」が交付されている。当該「月次支援金」の対象事業者に対して、本市から交付金を支給するものである。

※月次支援金：協力金の対象とならない事業者（同時期比較で50%以上減が要件）

要 件	補助金の内容	事業費
「月次支援金」の対象事業者	法人、個人 100事業者（推定）×@20万円=2,000万円 ※事業者数については確認中。事業者数によっては、1事業者あたりの補助金額の調整を行う。	・補助金額 20,000,000円 ・人件費 144,874円（週5日、1か月）×3か月 = 434,622円 ≒435,000円 ・消耗品費 165,000円 計 20,600,000円

### <スケジュール（予定）>

- ・広報 10月上旬～HP、LINE、亀岡商工会議所のHP、LINEで広報開始。市広報紙11/1号（9/14日切）、亀岡商工会議所の広報紙
- ・申請受付 10月中下旬～12月末
- ・審査、支給 10月下旬～3月末